

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		
<b>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>							
民間建築投資誘発効果	—	—	—	—	—	I	—
1 政策的意義の高い都市再生等の推進	—	—	—	—	—	I-1	—
(1) 都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進	B	B	B	B	B	I-1-1	—
(2) 社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換	B	B	B	B	B	I-1-2	—
(3) 地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化	B	B	B	B	B	I-1-2	—
(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり	A	B	A	A	A	I-1-3	—
(5) 都市再生実現のための具体的取組手法	—	—	—	—	—	I-1-4	—
(6) 都市開発の海外展開支援	—	—	—	—	B	I-1-5	※1
2 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び個別団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進	—	—	—	—	—	—	—
(1) 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成	A	A	A	A	S	I-2-1	—
(2) ストックの再生・再編等の推進等	A	A	B	B	B	I-2-2	—
(3) UR賃貸住宅管理業務の適切な実施	B	B	B	B	A	I-2-3	—
3 東日本大震災からの復興に係る業務の実施	A	A	A	A	A	I-3	—
4 新規に事業着手しないこととされた業務	—	—	—	—	—	—	—
(1) ニュータウン事業	B	A	B	A	B	I-4-1	—
(2) 特定公園施設の管理	B	B	B	B	B	I-4-2	—
5 業務遂行に当たった取組	—	—	—	—	—	—	—
(1) 地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進	B	B	B	B	B	I-5-1	—
(2) 環境への配慮	B	B	B	B	B	I-5-2	—
(3) 良好な都市景観の形成							
(4) 調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元	B	B	B	B	B	I-5-3	※2
(5) 業務運営の透明性の確保							

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		
<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>							
1 業務運営の効率化	—	—	—	—	—	—	—
(1) 機動的・効率的な組織運営							
(2) 内部統制の適切な運用							
(3) 管理会計の活用による経営管理の向上	B	C	B	B	B	II-1	—
(4) 情報化の推進							
2 適切な事業リスクの管理等	—	—	—	—	—	—	—
(1) 事業リスクの管理							
(2) 事業評価の実施	B	B	B	B	B	II-2	—
3 一般管理費・事業費の効率化	B	B	B	B	B	II-3	—
4 総合的なコスト削減の実施							
5 入札及び契約の適正化の推進	B	B	C	B	B	II-4	—
<b>III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</b>							
1 繰越欠損金の解消	A	A	A	A	A	III-1	—
2 財務体質の強化							
3 保有資産の見直し							
4 予算							
5 収支計画	B	B	B	B	B	III-2	—
6 資金計画							
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	IV	—
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	—	—	—	—	—	V	—
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	—	VI	—
<b>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>							
1 施設及び設備に関する計画	B	B	B	B	B	VII-1	—
2 人事に関する計画							
3 関係法人に係る取組	—	—	—	—	—	—	—
(1) 関係会社の整理合理化							
(2) 関係法人との関係に係る透明性確保のための情報開示	B	B	B	B	B	VII-2	—
4 中期目標期間を越える債務負担	—	—	—	—	—	—	—
5 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第33条第2項（附則第12条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途	—	—	—	—	—	VII-3	—

- I 1 (6) 都市開発の海外展開支援については、平成 30 年度中に実施した第三期中期計画及び平成 30 年度年度計画の変更に伴い、記載箇所を I 5 (5) から当該箇所に変更している。そのため、
  - ※1 H26 年度～H29 年度評価は、「I 5 (5) 都市開発の海外展開支援」として、「良好な都市景観の形成」、「調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元」、「業務運営の透明性の確保」と一体的に評価しているため、当該評価は「一」とする。
  - ※2 H26 年度～H29 年度評価は「良好な都市景観の形成」、「調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元」、「都市開発の海外展開支援」、「業務運営の透明性の確保」の 4 項目で一体的に評価しているが、上述の計画変更に伴い、H30 年度は「都市開発の海外展開支援」を除く 3 項目で一体的に評価している。